

# 市街化区域における農地法第4条及び5条届出必要書類等

令和4年4月1日現在

## 1 添付書類

	書類名	部数	内容	備考
1	届出書	1		農業委員会事務局
2	登記事項証明書	1	全部事項証明書	法務局（登記官の印があるもの）※1
3	委任状	1	申請者の自署押印	印鑑登録証明書不要
4	確認書	1	転用事業者の自署押印	
5	住民票	1	申請者が市外居住者の場合（交付後3ヵ月以内のもの）※2 ※3	住所地市町村役場
6	土地改良区の意見書	1	届出地が土地改良区内に属するもの	各土地改良区事務所
7	公 函	1	隣地の地目及び所有者名を記入	法務局（写し及びインターネット登記情報サービスで取得した公函も可）
8	位置図	1	1/2, 500の都市計画図へ表示	市役所都市計画課
9	届出地に関する権利者の同意書	1	抵当権、地上権等の権利が設定されている場合	任意様式
10	農地法第18条の通知または許可を証する書面	1	賃貸借がある場合（使用貸借の場合には使用貸借解約書）	農業委員会事務局
11	区画整理仮換地指定通知（土地区画整理事業地内）	1	原本証明したもの	土地区画整理組合
12	土地区画整理法第76条許可書写し（土地区画整理事業地内）	1	転用計画が土地区画整理法第76条の許可を必要とする場合	市役所都市計画課

※1 写しを提出する場合は、必ず原本の提示をお願いします。

※2 状況により、戸籍の附票、住居表示変更証明書等の提出を求める場合があります。

※3 申請者が法人の場合は法人登記簿謄本を添付してください。

- ・ 農地法第4条は所有者自らが転用する目的の届出です。
- ・ 農地法第5条は農地を所有者以外の者（親子も含む）へ転用する目的のための届出です。
- ・ 必要に応じ、上記以外の添付書類を求める場合があります。

## 2 受理通知書の効力

- |              |      |
|--------------|------|
| (1) 所有権移転登記  | } 必要 |
| (2) 賃貸借権設定登記 |      |
| (3) 地目変更登記   |      |

## 3 受理通知書の交付

原則として、届出日より5開庁日後に交付します。

不明な点がございましたら☎0263-34-3226（農業委員会事務局直通）までお問い合わせください。  
行政書士の資格がある方は行政書士名義で申請ください。